

ESCAP において関係各国代表による会合が持たれ、次期「十年」について検討が進んでいる。24年10月～11月には、韓国・仁川（インチョン）において、会合が持たれ、次期「十年」について討議と決定が行われる予定である。

（10）本部及び推進会議

前述のとおり、平成21年12月に「本部」が設置され、その下で障害当事者を中心とする「推進会議」が22年1月から開催され、第一次、第二次意見を提出、それを踏まえた障害者基本法改正、総合福祉部会での提言の提出がなされるなど、今後の障害者施策を展望する上で平成21年末から23年にかけては、画期的な時期となった。

【2】障害者の状況（基本的統計より）

（1）障害者の全体数

■ 図表7 障害者数（推計）

		総数	在宅者	施設入所者
身体障害児・者	18歳未満	9.8万人	9.3万人	0.5万人
	18歳以上	356.4万人	348.3万人	8.1万人
	合計	366.3万人(29人)	357.6万人(28人)	8.7万人(1人)
知的障害児・者	18歳未満	12.5万人	11.7万人	0.8万人
	18歳以上	41.0万人	29.0万人	12.0万人
	年齢不詳	1.2万人	1.2万人	0.0万人
	合計	54.7万人(4人)	41.9万人(3人)	12.8万人(1人)
		総数	外来患者	入院患者
精神障害者	20歳未満	17.8万人	17.4万人	0.4万人
	20歳以上	305.4万人	272.5万人	32.9万人
	年齢不詳	0.6万人	0.5万人	0.1万人
	合計	323.3万人(25人)	290.0万人(23人)	33.3万人(3人)

注1：() 内数字は、総人口1,000人あたりの人数（平成17年国勢調査人口による）。

注2：精神障害者の数は、ICD10（国際疾病分類第10版）の「V 精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応している。

注3：身体障害児・者の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。

注4：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：

「身体障害者」

在宅者：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（平成18年）

施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（平成18年）等

「知的障害者」

在宅者：厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成17年）

施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（平成17年）

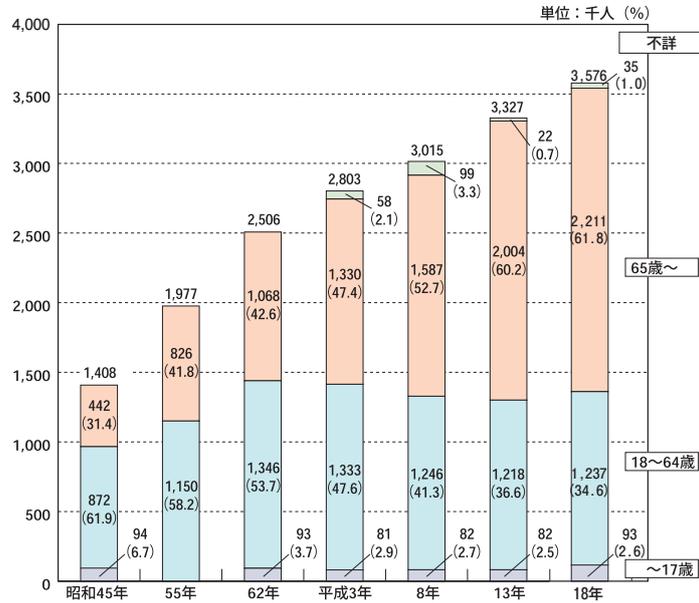
「精神障害者」

外来患者：厚生労働省「患者調査」（平成20年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

入院患者：厚生労働省「患者調査」（平成20年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

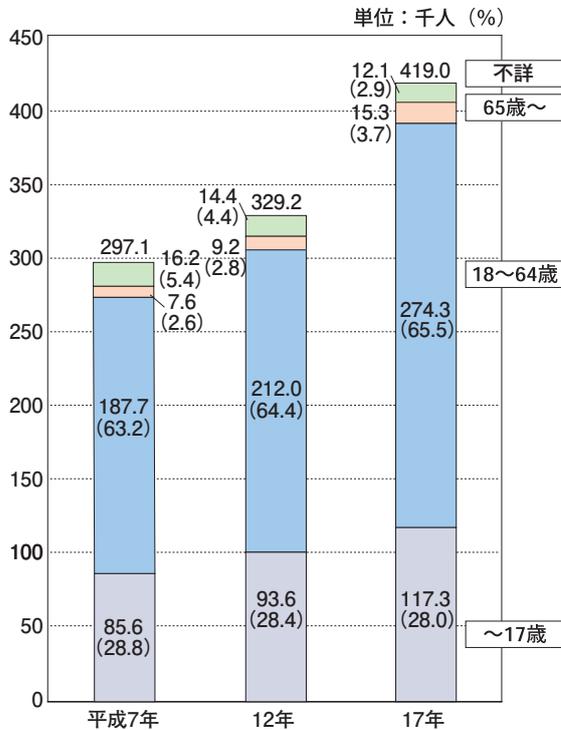
(2) 年齢階層別の障害者数

■ 図表8 身体障害者（在宅）



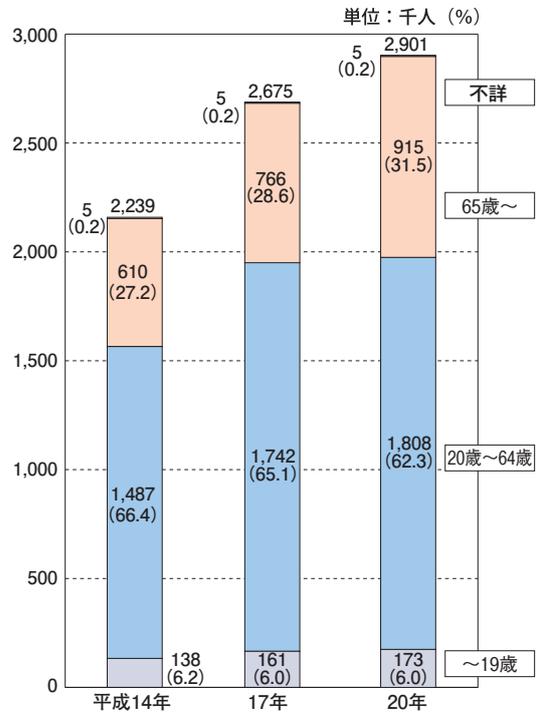
注：昭和55年は身体障害児（0~17歳）に係る調査を行っていない。
資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」

■ 図表9 知的障害者（在宅）



資料：厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」

■ 図表10 精神障害者（外来）



資料：厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

(3) 住まいの状況

■ 図表11 身体障害者の住まいの状況（18歳以上）

単位：％

自身の持ち家	家族の持ち家	民間賃貸	社宅等	公社・公団等	その他(借間等)	回答なし
51.7	30.6	6.4	0.4	7.6	1.8	1.5

資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（平成18年）

■ 図表12 知的障害者の住まいの状況（18歳以上）

単位：％

自宅の家やアパート	会社の寮	グループホーム	通勤寮	その他	不詳
82.0	0.3	8.9	0.1	7.5	1.1

資料：厚生労働省「知的障害児（者）実態調査」（平成17年）

■ 図表13 精神障害者の住まいの状況

単位：％

家族と同居	ひとり暮らし	福祉ホーム等	グループホーム	老人福祉施設	その他
76.8	17.9	1.3	1.7	0.5	1.8

資料：厚生労働省「精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査」（平成15年）

(4) 教育

■ 図表14 特別支援学校に在籍している幼児児童生徒数

約12.6万人 単位：人 （平成23年5月1日現在）

区分	在学者数（人）			
	幼稚部	小学部	中学部	高等部
視覚障害	246	1,794	1,042	2,800
聴覚障害	1,189	3,177	1,937	2,357
知的障害	222	32,475	24,857	53,914
肢体不自由	177	13,639	8,076	9,720
病弱・身体虚弱	30	7,508	5,379	6,672
計	1,543	36,659	28,225	59,696

※複数の障害を併せ有する幼児児童生徒については、それぞれの障害種別に含まれている。よって、それぞれの障害種別の合計は「計」と一致しない。

資料：文部科学省「学校基本調査」（平成23年度）

■ 図表15 小・中学校における特別支援学級に在籍している児童生徒数

約15.5万人 単位：人 (平成23年5月1日現在)

区 分	小学校	中学校
知的障害	55,352	28,419
肢体不自由	3,221	1,079
病弱・身体虚弱	1,608	662
弱視	292	93
難聴	913	369
言語障害	1,373	118
自閉症・情緒障害	44,838	16,918
計	107,597	47,658

資料：文部科学省「学校基本調査」(平成23年度)

■ 図表16 小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒数

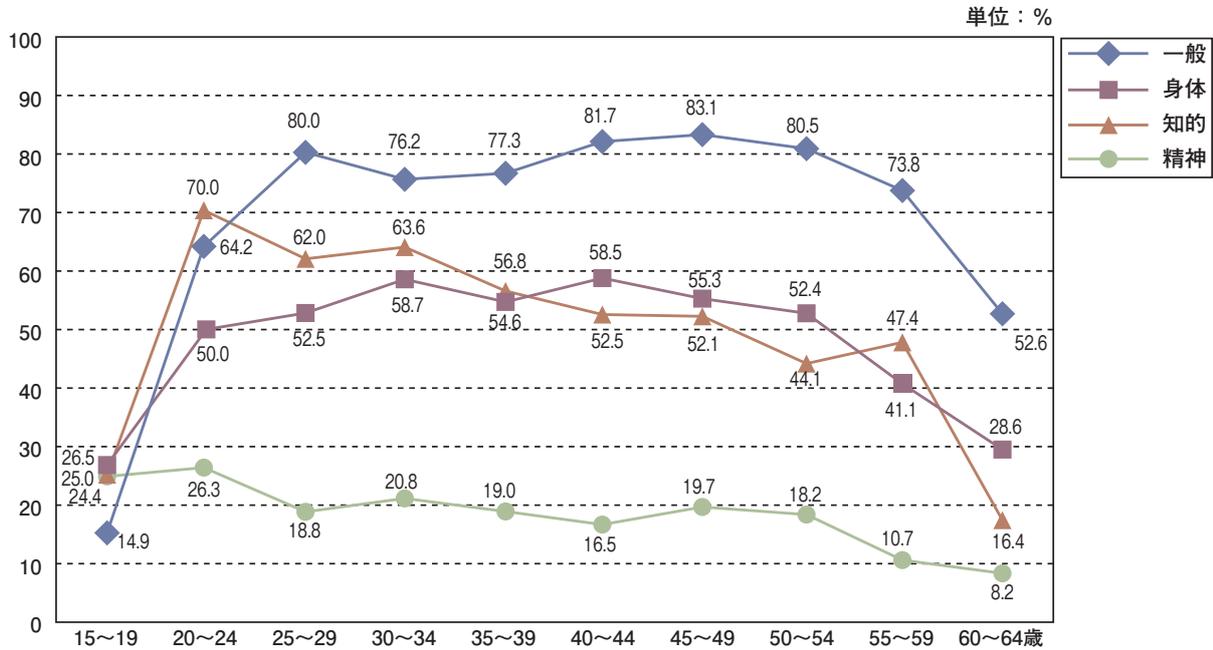
約6.5万人 単位：人 (平成23年5月1日現在)

区 分	小学校	中学校
言語障害	31,314	293
自閉症	9,007	1,335
情緒障害	5,218	1,114
弱視	111	19
難聴	1,710	341
学習障害	6,455	1,358
注意欠陥多動性障害	6,312	714
肢体不自由	6	3
病弱・身体虚弱	31	19
総計	60,164	5,196

資料：文部科学省「通級による指導実施状況調査」(平成23年度)

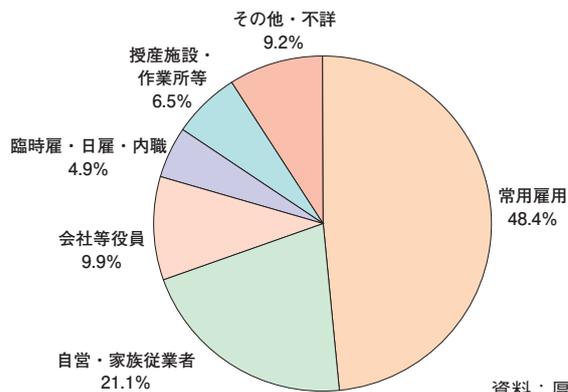
(5) 就労

■ 図表17 年齢階層別就業率



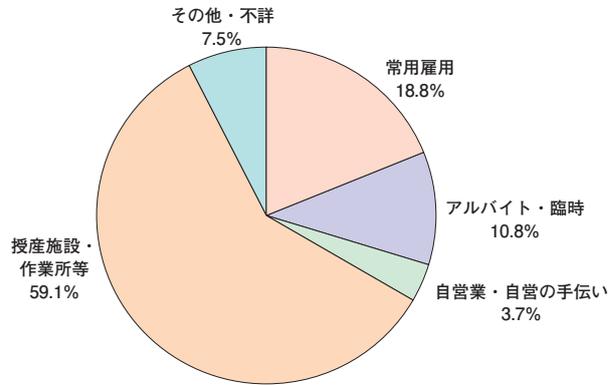
資料：厚生労働省「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査」（平成18年7月1日時点）
 総務省「労働力調査年報」（平成18年）

■ 図表18 就業者の就業実態（身体障害者）



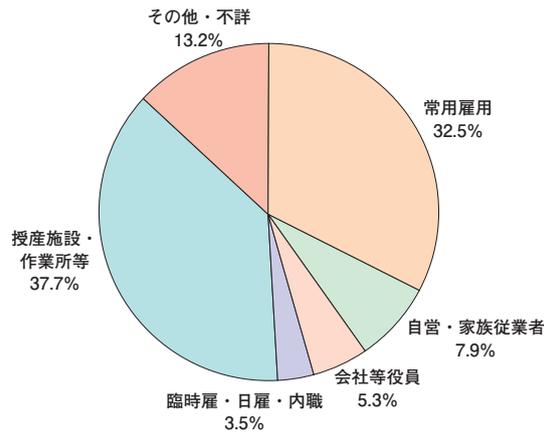
資料：厚生労働省「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査」（平成18年7月1日時点）

■ 図表19 就業者の就業形態（知的障害者）



資料：厚生労働省「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査」（平成18年7月1日時点）

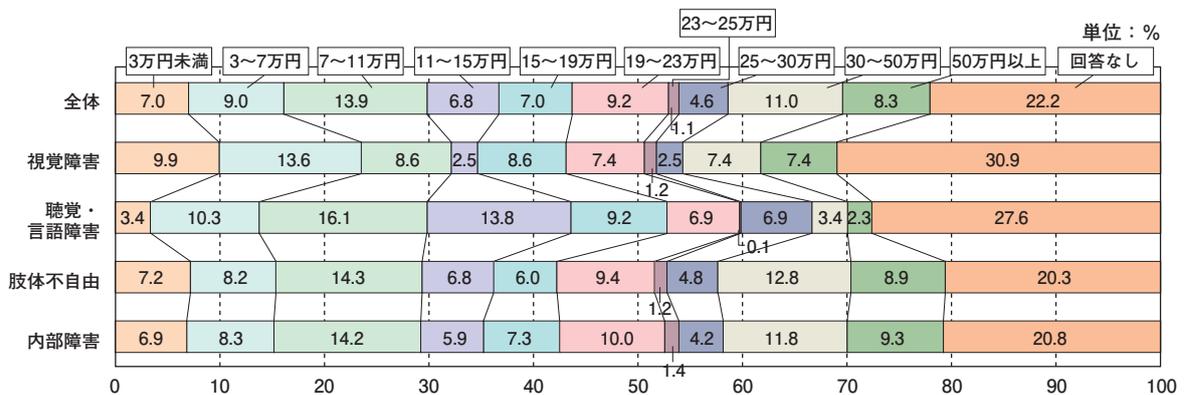
■ 図表20 就業者の就業実態（精神障害者）



資料：厚生労働省「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査」（平成18年7月1日時点）

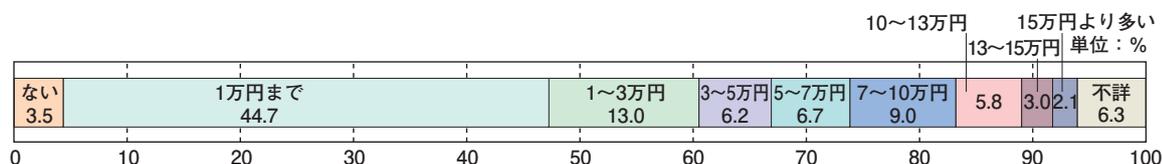
(6) 収入

■ 図表21 身体障害者の就業月収の状況（在宅）



資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（平成18年）

■ 図表22 就労知的障害者の給料（在宅）



資料：厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成17年）

■ 図表23 精神障害者の定期収入の内容（外来）

	合計		
	統合失調症	統合失調症以外	
給料	21.8	13.8	26.3
作業所等の工賃	3.7	5.3	2.3
自営業手伝い	4.7	4.8	4.3
親兄弟の援助	12.2	15.4	9.0
家賃等の収入	1.8	1.6	1.9
障害年金	25.7	41.2	12.6
障害年金以外の年金	11.2	5.9	14.5
公的手当	2.1	2.0	2.1
生活保護	13.0	15.0	10.8
その他	7.3	4.9	8.8
わからない	2.5	3.2	1.8
なし	18.1	17.8	17.2

資料：厚生労働省「精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査」（平成15年）

【3】 障害者基本計画、重点施策実施5か年計画

1 障害者基本計画

「障害者基本法」第11条は、国に、障害のある人のための施策に関する基本的な計画を策定することを義務づけている。

現行の同基本計画は、平成14年12月に閣議決定され、15年度から24年度までの10年間を計画期間としている。「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」といった「新長期計画」の理念を継承するとともに、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の下に、障害のある人が、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下にあらゆる活動に参加・参画できる社会の実現を目指し、計画期間中に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めている。